

令和2年度第3回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 令和2年12月22日(火)

午前9時30分から

場所 市役所 低層棟4階 職員控室

個人情報取扱事務について(公開)

報告事項

- (1) 下水道使用料賦課徴収及び滞納整理事務の変更について(下水道課)
- (2) 『駅前美術館』の絵画展示等に係る事務の開始及び委託に係る個人情報保護措置について(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)
- (3) 学習指導及び進路指導事務の委託に係る個人情報保護措置について(指導課)



令和2年11月18日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	下水道使用料賦課徴収及び滞納整理事務
届出部課等の名称	土木部下水道課
変更年月日	令和2年12月23日
変更の理由	浄化槽法の改正により、都道府県知事は当該都道府県の区域に存する浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成し、その作成のために必要があるときは、関係地方公共団体の長に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる」と規定され、千葉県においても浄化槽台帳の整備のため、下水道所在地住所情報の提供を求めることになることから、このことを明記するもの。
変更内容	経常的な目的外利用・提供先欄に「目的外提供有」として、「利用する事務の名称：浄化槽台帳の整備事務」、「主な提供項目：下水道所在地住所」、「他の官公庁（千葉県）」を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 土木部下水道課	
関係課等の名称					
届出年月日		平成13年4月1日	開始年月日	昭和62年12月25日	最終変更年月日 令和2年12月23日
事務の名称		下水道使用料賦課徴収及び滞納整理事務			
事務の目的		公共下水道の使用料の賦課徴収並びに使用料の把握及び整理（催告・徴収）を行う。			
事務の概要		井戸のみで公共下水道を使用している場合は、人頭割汚水量認定のため家族状況を申請させ、市において公簿で確認する。また、水道を使用し公共下水道を使用している場合は、2か月毎に水道メーターを確認し、使用料の賦課徴収及び滞納となっている下水道使用料について、自主納付を促すための督促状、催告及び納付相談を水道料金と併せて外部委託により行っている。			
対象者		下水道使用者及び滞納者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号 <input checked="" type="checkbox"/> 登記に関する情報 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、生活支援課、収税課課税課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（第一環境課） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法、戸籍法、生活保護法、国税徴収法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input checked="" type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称：浄化槽台帳の整備事務 主な提供項目（ 下水道所在地住所 ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（千葉県 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：浄化槽法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他（ ）			



○浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

（浄化槽台帳の作成）

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称

二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

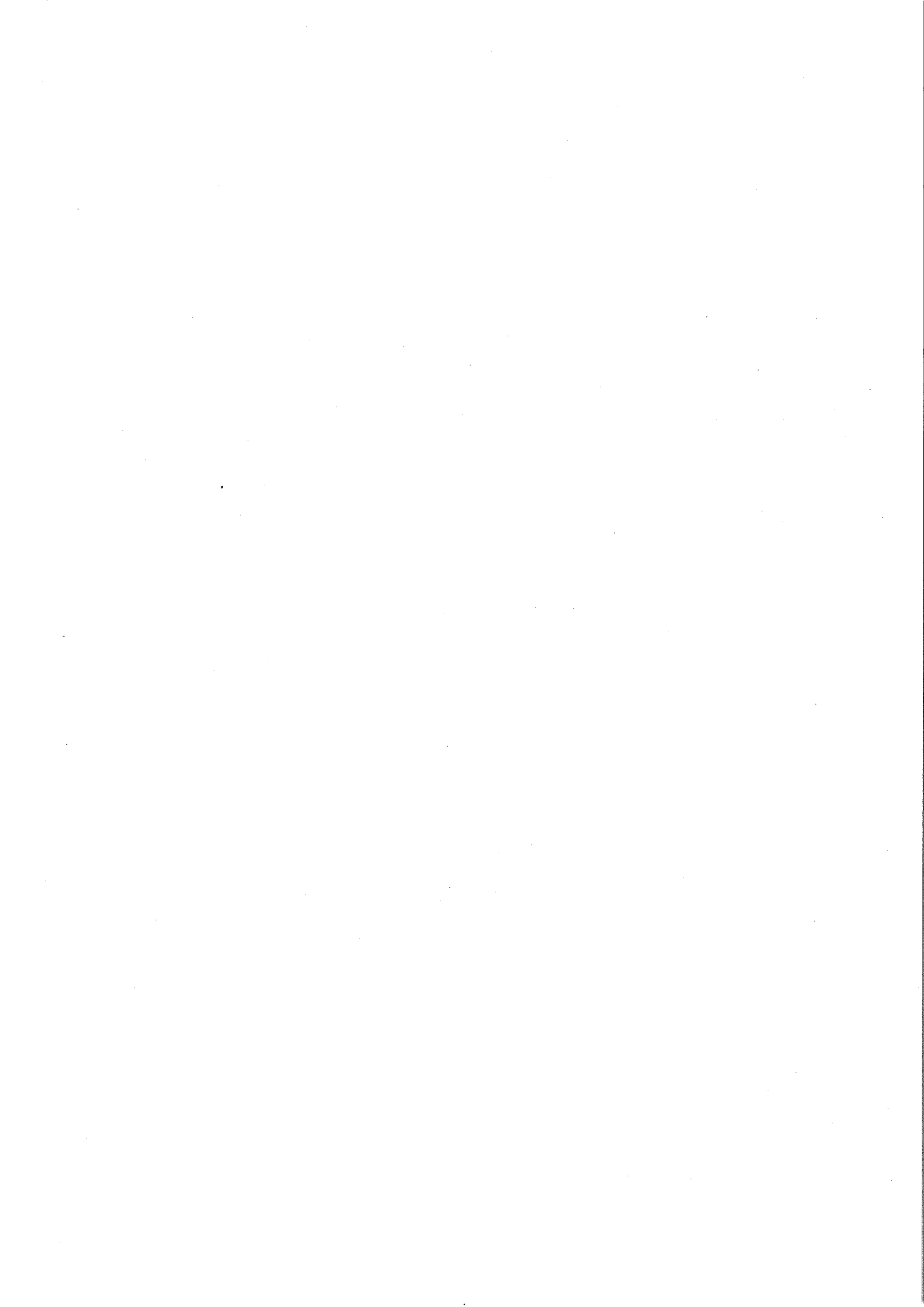
三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	都市部	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	
関係課等の名称					
届出年月日	令和2年10月1日	開始年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	
事務の名称	『駅前美術館』の絵画展示等に係る事務				
事務の目的	愛宕駅西口駅前広場の北側に隣接する歩行者専用道路の目隠しフェンスに、東西自由通路を介した回遊を促進させるため、野田市の将来を担う小学生が描いた絵画を屋外展示用に加工して展示する。				
事務の概要	愛宕駅近隣の小学校から児童の描いた絵画を収集し、屋外展示用に加工して目隠しフェンスに展示する。また、市のホームページ及びふれあいギャラリーにて、加工前の原画を公開する。				
対象者	作品が展示される児童及びその保護者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 学年 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()				



「駅前美術館」（令和2年度目玉事業）の概要について

1. コンセプト

令和2年度末（令和3年3月末）の高架切替時に供用を開始する西口駅前広場の北側に接する歩行者専用道路の目隠しフェンスに野田市の将来を担う小学生が描いた絵を屋外展示用に加工した絵として展示し、東西自由通路を介した、回遊を促進させるのがねらい。

2. スケジュール

絵のテーマ、絵画の選考方法については学校側にお願いする。なお、主に愛宕駅を利用する小学校に限定（清水台、中央、宮崎、柳沢、東部小学校の5校）。

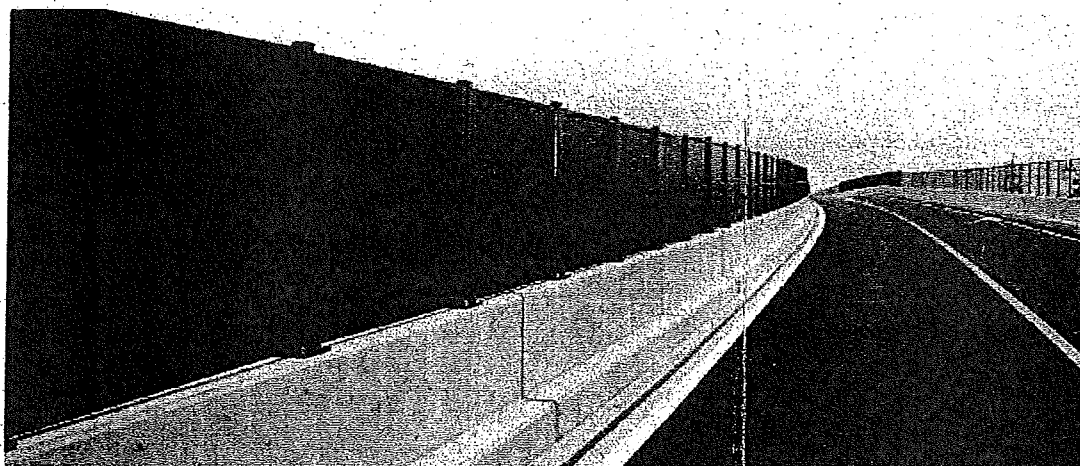
令和2年10月	展示絵画の決定（30枚）
11月	歩行者専用道路工事着工
令和3年1月	展示絵画の加工
3月	歩行者専用道路工事完了 展示絵画の設置
4月	駅前美術館お披露目

3. 展示絵画とは

展示する絵画は八つ切り画用紙サイズ（380×270）の大きさに対して絵のタイトルや学校名、児童名を入れるスペース用に下部に30mm幅の空白を用意して380×300の大きさとする。児童が描いた絵をEBコートパネル（アルミ製）に印字し、屋外の風雨にも耐えられる素材を使用。

4. 目隠しフェンスとは

歩行者専用道路の北側隣接地（アパート敷地）のプライバシー確保のため、高さ2m程度のフェンスを設置するもの。なお、フェンスのパネル面材に絵画を設置することから、高強度タイプのフェンスを採用する。



5. 絵画の展示期間

絵画の展示は原則3年間とする（4年目以降は順次交代）。

令和7年度作品 (全30枚画)					令和6年度作品 (全30枚画)					令和5年度作品 (全30枚画)				
入れ替え					入れ替え					入れ替え				
令和4年度作品 (全30枚画)					令和3年度作品 (全30枚画)					令和2年度作品 (全30枚画)				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6. 概算費用（年）

120千円×30枚=3,600千円

※上記単価には、EB 特殊コートプリント、版下レイアウト作成費、取り付け費、その他経費が含まれている。

令和2年10月1日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

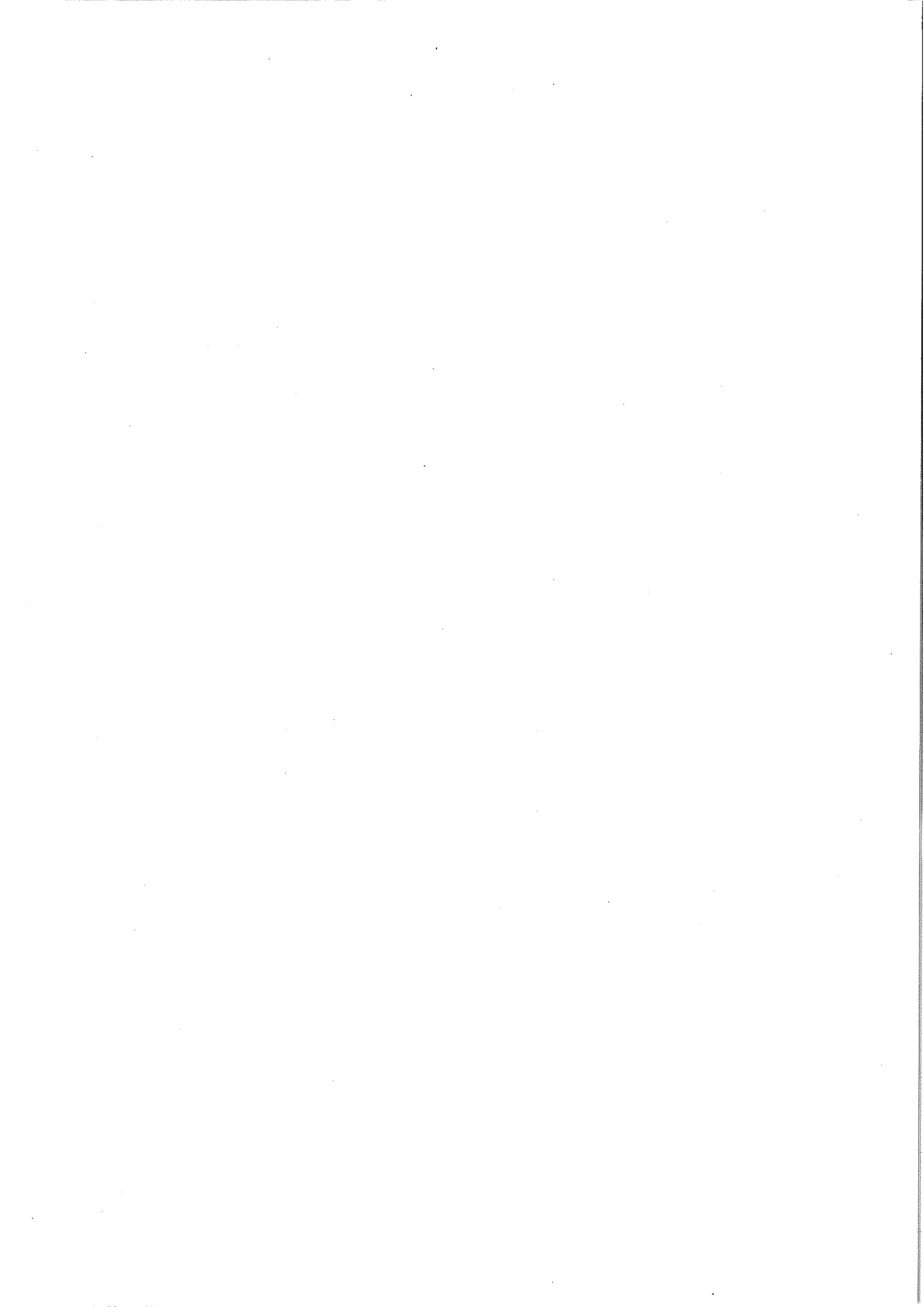
会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	『駅前美術館』の絵画展示等に係る事務
届出部課等の名称	都市部 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所
委託開始年月日	令和3年1月中旬
委託する事務	『駅前美術館』に設置する絵画の屋外展示のための加工及び設置事務
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させる。
備考	



令和2年11月20日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市教育委員会

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	学習指導及び進路指導事務
届出部課等の名称	学校教育部指導課
委託開始年月日	令和2年12月16日
委託する事務	GIGA スクール構想においてパソコンを使った教育を進めるため、市内小中学校の全児童生徒一人一人に1アカウントを登録する事務
個人情報を保護するための措置	野田市立小中学校学習用端末購入契約書の中で、個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。
備考	令和3年度にも小中学校学習用端末を追加して整備する予定

野田市立小中学校学習用端末アカウント登録事務の委託について

1 アカウント登録が必要な理由

令和2年度から国が進めるGIGAスクール構想において、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるために、高速大容量の通信ネットワークを前提とした児童生徒1人1台の端末環境の実現を進めています。

野田市においても、令和2年度に高速大容量の通信ネットワーク整備に取り組み、PC端末についても令和2年度と3年度に分けて整備を実施する予定です。この端末を児童生徒が使用する際、グーグルが提供するサービスを利用するため、姓名、学校名、学年等の情報を登録したアカウントを作成する事務を委託するものです。

アカウントに児童生徒の名前等が登録されることで、グーグルが提供するサービス(Classroom、meet等)をPC端末で利用する際に、画面上に姓名、学校名、学年等を表示することで個人を識別しながら授業を行うことができます。

2 アカウントに登録する情報

(1) ユーザーID 例：XXXXYYYY

XXXX：入学年度西暦4桁

YYYY：当該年度に野田市立の小学校に入学する全児童の通し番号

(2) 児童生徒管理番号(校務支援システムで管理している番号)

(3) 姓名

(4) 仮パスワード(後に子どもたちが変更して使用するもの)

(5) 学年

(6) 組

(7) 出席番号

(8) 組織(学校名)



NICTプロジェクト通信

NEW スタンダード

第8号

令和2年12月4日

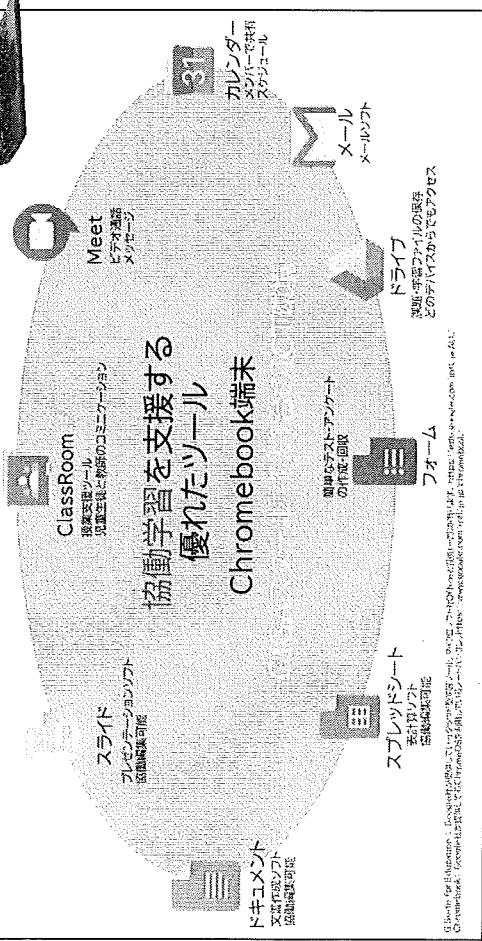
野田市教育委員会
指導課 発行

野田市立小・中学校導入

G Suite for Educationとは…

ジー スイート フォー エデュケーション

G Suite for Educationで出来ること



G Suite for Education は、教育機関向けに Google が提供するツールやサービスがまとめられたクラウド型の学習パッケージです。日本だけではなく、世界中で活用されています。野田市では、全児童生徒と全教職員に、このツールを利用できるアカウント(ID)を付与します。以下のようなアプリ (ソフト) を使用することができます。

- 「ミート」…テレビ会議(遠隔学習・オンライン授業)アプリ
- 「フォーム」…アンケートアプリ
- 「ドライブ」…ファイル・データ保存

- 「ドキュメント」…ワープロアプリ (ワード互換性あり)
- 「スプレッドシート」…表計算アプリ (エクセル互換性あり)
- 「スライド」…プレゼンテーションアプリ (パワーポイント互換性あり)
- 「メール」 「チャット」 「カレンダー」
- 「クラスルーム」…協働学習支援ツール

→お知らせ・課題の配付や提出・課題の採点や管理 などができます。



G Suite for Education の詳細や事例については、提供メーカーHPをご確認ください ⇒



先生方の ぞもん に指導課がお答えします！

オンライン授業なんてことも簡単にできるの？

今回導入するタブレット型PCには、本体にカメラ (インカメラ・アウトカメラ) が搭載されています。また、オンライン授業で活用できるアプリ「ミート (Google Meet)」があります。「クラスルーム」を使用している場合は、各クラス専用のリンクを作成できるので、授業者と児童生徒はそれを使って参加することができます。今年度中に、リモート「朝の会」「帰りの会」「授業」いずれかの実践をお願いします。

教室にオンライン授業用のカメラも必要では？

タブレット型PCのカメラももちろん使用できますが、外付けのWebカメラ・マイクを各校1セット準備します。教室での授業を配信することを想定した機能と なっています。

